被保険者各位

東和薬品健康保険組合 理事長 木 田 臣 哉

2024年3月1日付、東和薬品健康保険組合の規約を変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条第2項に基づき下記の通りお知らせします。

## 新旧条文対照表

改正後	改正前
第44条 一般保険料額及び調整保険料額の102分の55.5 は事業主、102分の46.5 は被保険者において負担する。	第44条 一般保険料額及び調整保険料額の98分の51.5 は事業主、98分の46.5 は被保険者において負担する。